議第106号

高山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

高山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年12月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

市議会議員の期末手当の支給率を改定するため改正しようとする。

高山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 高山市議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和36年高山市条例第29号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(期末手当)	(期末手当)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現
在(同項後段に規定する者にあつては、退職	在(同項後段に規定する者にあつては、退職
等又は議会の解散による任期終了の日現在)	等又は議会の解散による任期終了の日現在)
において同項に規定する者が受けるべき議員	において同項に規定する者が受けるべき議員
報酬の月額及びその額に100分の20を乗	報酬の月額及びその額に100分の20を乗
じて得た額の合計額に <u>100分の215</u> を乗	じて得た額の合計額に、6月に支給する場合
じて得た額とする。	においては100分の215、12月に支給
	<u>する場合においては100分の225</u> を乗じ
	て得た額とする。
3 (略)	3 (略)

第2条 高山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(期末手当)	(期末手当)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現
在(同項後段に規定する者にあつては、退職	在(同項後段に規定する者にあつては、退職
等又は議会の解散による任期終了の日現在)	等又は議会の解散による任期終了の日現在)
において同項に規定する者が受けるべき議員	において同項に規定する者が受けるべき議員
報酬の月額及びその額に100分の20を乗	報酬の月額及びその額に100分の20を乗
じて得た額の合計額に、6月に支給する場合	じて得た額の合計額に <u>100分の220</u> を乗
においては100分の215、12月に支給	じて得た額とする。
する場合においては100分の225を乗じ	
て得た額とする。	
3 (略)	3 (略)

附則

(施行期日等)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の高山市議会議員の議員報酬等に関する条例(以下「改正後の条例」 という。)の規定は、令和5年12月1日から適用する。 (期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の高山市議会議員 の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による 期末手当の内払とみなす。